

山梨県公報

第百九十号

令和三年

五月十七日

月 曜 日

目次

告示

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示 ……二四五

○令和三年度地籍調査事業計画の決定 ……二四五

公告

○落札者の決定について ……二四五

○県税等の収納事務の委託 ……二四六

○山梨県登録販売者試験の実施 ……二四六

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出 ……二四七

○土地改良区役員の退任及び就任 ……二四七

○甲府都市計画画道路事業の施行について ……二四八

告示

山梨県告示第百五十六号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第百二一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表十五の項開示場所の欄中「山梨県森林環境部みどり自然課」を「山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課」に改め、同表十六の項開示場所の欄中「山梨県森林環境部森林整備課」を「山梨県林政部森林整備課」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百五十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により令和三年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和三年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 調査を行う者の名称 甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町

二 調査地域 甲府市平瀬町、上積翠寺町及び下積翠寺町、山梨市三富川浦及び牧丘町、牧平、甲斐市吉沢、甲州市塩山下小田原、西八代郡市川三郷町大塚、南巨摩郡早川町高住並びに南巨摩郡身延町大城、市之瀬、北川、小田船原、相又及び下田原の各一部

三 調査期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

公告

●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 新型コロナウイルス感染症に係る検体搬送・患者移送業務委託

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和三年三月二十六日

四 落札者

(一) 名称 山梨交通株式会社

(二) 住所 山梨県甲府市飯田三丁目二番三十四号

五 落札金額 九千九十万四十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和三年三月八日

● 県税等の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり県税等の収納の事務を委託した。

令和三年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託事務の範囲

法人二税等（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、特別法人事業税）、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割、鉦区税、県固定資産税に係る本税、延滞金及び加算金について四に掲げるスマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納し、その収納金を指定金融機関（山梨県財務規則（昭和三十九年規則第十一号）第二百四条第一項に定めるものをいう。）に払い込み、その収納情報を山梨県に提供する事務

二 委託の相手方（スマートフォン等の電子機器による決済サービスを通じて収納代行業務を行う会社）

山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社

三 委託の期間 令和三年五月一日から令和四年一月三日まで

四 利用することができるスマートフォン等の電子機器による決済サービス

決済サービスを提供する事業者の所在地及び名称	決済サービスの名称
東京都千代田区紀尾井町一番三号 東京カーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー Pay株式会社	PayPay

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次の

とおり実施する。

令和三年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日 令和三年九月九日（木）
- 二 試験場所 甲府市高畑二丁目十九番二号 ジットプラザ（受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。）
- 三 試験項目

1 医薬品に共通する特性と基本的な知識

2 人体の働きと医薬品

3 主な医薬品とその作用

4 薬事に関する法規と制度

5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書（正本副本各一通とする。）

(二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。）

2 受験手数料 一万四千元（受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間 令和三年六月十四日（月）から同月二十五日（金）までの山梨県の休日を除く日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先 甲府市に在住する受験者にあつては甲府市保健所に、甲府市以外の県内に在住する受験者にあつては各保健福祉事務所（保健所）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表 令和三年十月十五日（金）午前十時に山梨県庁防災新館東側掲示板、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市保健所の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生業務課（電話〇五五―二二三―一四九二）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和三年五月十七日

一 届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
S M F L 미래이파트나이즈株式 会社 代表取締役 寺田達朗	東京都千代田区大手町一丁目五番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ビバモール甲斐敷島
 - (二) 所在地 山梨県甲斐市中下条字東河原二千番一外
山梨県甲府市荒川二丁目二番二外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び 収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 九百九十九台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 六百五十台
駐車場の自動車の 出入口の数及び位 置	数 六箇所 位置 届出の図面のとおり	数 五箇所 位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日 令和三年十二月三十一日

三 届出年月日 令和三年四月三十日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年九月十七日まで

● 土地改良区役員の変更及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 令和三年五月十七日

一 退任 山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	清水富貴雄	甲斐市方才五百四番地	令和三年四月二十九日
	志村康茂	甲斐市西八幡三千五百四十六番地	同
	飯沼堅太郎	甲斐市吉沢七百六十四番地	同
	小池清博	甲斐市竜王千八百七十五番地一	同
	金丸寛	甲斐市竜王三千一番地	同
	金丸等	甲斐市篠原二千三百九十六番地	同
	菊島芳隆	甲斐市篠原四百四十一番地	同
	小野裕実	甲斐市富竹新田三百九十番地	同
	保坂恒光	甲斐市富竹新田千六十二番地	同
	米山昇	甲斐市竜王新町六百六十四番地	同

